

入札公告【総合評価落札方式（用地補償総合技術業務）】
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

本業務は、入札書提出期限日の年月時点において適用されている積算基準及び業務委託等技術者単価、公共工事設計労務単価により積算を行うものとする。

令和5年12月19日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曾川上流河川事務所長 板垣 修

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度 木曾川上流用地補償総合技術業務（電子入札対象案件）
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、木曾川上流河川事務所における河川の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者及び業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 権利者の特定
- 4) 補償額算定書等の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者等に対する公共用地交渉等
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認等後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者等からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

- 11) 本業務の権利者数は45名を予定している。（内訳は別途数量総括表のとおり。）

なお、対象業務に関する従来の実施状況に関する情報については、別紙1「業務ポリシーの参考指標」、別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」を参照。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- ①一級河川木曾川水系 松原築堤改修工事（北山地区）（岐阜県各務原市川島北山地先）
- ②一級河川木曾川水系 長良川遊水地事業（美濃市地区）（岐阜県美濃市横越地先）
- ③一級河川木曾川水系 長良川遊水地事業（関市地区）（岐阜県関市池尻地先）
- ④一級河川木曾川水系 安八防災拠点事業（岐阜県安八郡安八町南条～中地先）
- ⑤一級河川木曾川水系 揖斐川船附築堤（金草川排水樋門）（岐阜県養老郡養老町烏江地先）

(6) 総合評価落札方式

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

(7) 賃上げ

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う。

(8) 調査基準価格

本業務の予定価格（単価契約の場合は、「予定総価」と読み替える。）が1,000万円を超える場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

(9) 品質確保基準価格

本業務の予定価格（単価契約の場合は、「予定総価」と読み替える。）が100万円を超え1,000万円以下の場合は、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」を設定する。

(10) 履行確実性

上記(8)又は(9)に満たない入札がある場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(11) 成績評定

本業務の契約金額が100万円を超える場合は、業務完了時に会計法第29条の11第2項に基づく検査（給付の完了の確認）とあわせ、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づき成績評定を行う。

2 入札方式

本手続は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行う。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地
中部地方整備局木曾川上流河川事務所 経理課
電話 058-251-1322
メールアドレス：cbr-keijyory@mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 入札説明書等の交付期間：別表①のとおり。

② 交付場所及び方法：「電子入札システム」に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 申請書等の提出期間：別表②のとおり。

② 提出場所及び方法：申請書等は、電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、電子メールにより3(1)に提出すること。

(4) 入札、開札の日時、場所及び方法

① 入札書の受付期間：別表④のとおり。

② 入札書の提出方法：入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により3(1)まで「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」で提出すること。

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をさし、書留郵便と同等のもの。

③ 開札の日時及び場所：別表⑤のとおり。

4 競争参加資格要件

申請書等の提出のあった者（以下、「参加表明者」という。）のうち、以下に示す要件を満たす全ての者が、入札に参加できる。

項目		要件（概要）
(1) 基本的要件	参加表明者	単体企業又は設計共同体であること。
	業種区分	補償関係コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
(2) 資本関係及び人的関係に関する要件		入札説明書による。
(3) 中立公平性に関する要件		入札説明書による。
(4) 業務拠点に関する要件		中部地方整備局管内に業務拠点を有する者。
(5) 業務実施体制に関する要件		入札説明書による。
(6) 参加表明者の業務実績に関する要件		同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日付け国不用第35号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。 類似業務：設定しない
(7) 配置予定技術者の資格に関する要件	主任担当者	補償業務管理士 等
	担当技術者	補償業務管理士 等

	業務従事者 ※複数名配置する場合、うち1名については右記を満たす必要はない。	公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者
(8) 配置予定技術者の中立公平性に関する要件		入札説明書による
(9) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件	同種又は類似の業務実績	同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。
(10) 直接的雇用関係		入札説明書による。
(11) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件		入札説明書による。
(12) 技術提案書に関する要件		実施方針に関する技術提案の提出。 評価テーマに関する技術提案の提出。 評価テーマ：多数相続人に対し処理方針（法定相続割合または遺産分割協議書による）を決定し、早期解決するための工夫

※要件の詳細な内容等については、入札説明書を確認すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除
 - ② 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否等

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)に同じ。
- (5) 本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、令和6年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。
- (6) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	入札説明書等の交付期間	令和 5年12月19日から 令和 6年 2月 8日まで
②	申請書等の提出期間	令和 5年12月20日から 令和 6年 1月17日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	競争参加資格確認通知の日	令和 6年 1月26日
④	入札書の受付期間	令和 6年 2月 7日10時から 令和 6年 2月 8日16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	令和 6年 2月15日14時00分 木曾川上流河川事務所入札室

別紙－１ 業務ボリュームの参考指標 ～業務発注担当部署～

過去３ヶ年間（令和２年度～令和４年度）の用地補償総合技術業務における対象権利者数

No.	業務発注担当部署	令和２年度 権利者数	令和３年度 権利者数	令和４年度 権利者数
1	小樽開発建設部	31	0	31
2	秋田河川国道事務所	42	18	0
3	酒田河川国道事務所	82	92	0
4	甲府河川国道事務所	40	58	0
5	高崎河川国道事務所	22	32	26
6	常総国道事務所	114	0	0
7	大宮国道事務所	26	0	63
8	大宮国道事務所	80	65	21
9	首都国道事務所	0	0	40
10	渡良瀬川河川事務所	59	52	97
11	利根川水系砂防事務所	41	127	94
12	利根川水系砂防事務所	97	0	0
13	利根川水系上流河川事務所	0	0	182
14	利根川水系上流河川事務所	0	0	60
15	日光砂防事務所	146	0	50
16	長野国道事務所	237	0	91
17	東京国道事務所	73	0	0
18	宇都宮国道事務所	0	86	0
19	千葉国道事務所	0	47	39
20	甲府河川国道事務所	0	0	101
21	羽越河川国道事務所	88	58	22
22	信濃川河川事務所	0	0	45
23	湯沢砂防事務所	17	18	16
24	長岡国道事務所	28	25	19
25	新潟国道事務所	42	19	27
26	富山河川国道事務所	52	106	66
27	金沢河川国道事務所	43	33	0
28	金沢河川国道事務所	78	84	0
29	金沢河川国道事務所	0	30	95

No.	業務発注担当部署	令和2年度 権利者数	令和3年度 権利者数	令和4年度 権利者数
30	飯豊山系砂防事務所	0	0	35
31	千曲川河川事務所	25	212	122
32	利賀ダム工事事務所	0	37	22
33	天竜川上流河川事務所	0	0	100
34	木曾川上流河川事務所	55	※55	0
35	飯田国道事務所	0	39	0
36	岐阜国道事務所	30	※30	45
37	福知山河川国道事務所	16	20	68
38	姫路河川国道事務所	40	58	10
39	奈良国道事務所	104	0	0
40	足羽川ダム工事事務所	126	122	0
41	豊岡河川国道事務所	89	36	12
42	兵庫国道事務所	42	0	0
43	紀伊山系砂防事務所	0	30	0
44	福井河川国道事務所	0	59	0
45	出雲河川事務所	72	0	0
46	松山河川国道事務所	11	16	25
47	四国山地砂防事務所	43	33	60
48	山鳥阪ダム工事事務所	0	0	18
49	筑後川河川事務所	0	20	0
50	北部国道事務所	10	0	0
51	南部国道事務所	21	39	36
52	南部国道事務所	48	0	0

※業務発注年度及びその翌年度までの複数年契約で発注した業務における対象権利者数

注1. 現時点での予定であり、変更することがある。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
中部地方整備局 木曾川上流河川国道事務所				
委託費等	委託費定額部分	9,636	22,011	-
	成功報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		9,636	22,011	0
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
(b)	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		9,636	22,011	0
対象権利者数(人)		55	※76	
<p>※業務発注年度及びその翌年度までの複数年契約で発注した業務における対象権利者数</p> <p>業務名 令和2年度 木曾川上流用地補償総合技術業務</p>				
<p>・本業務は従来から「用地補償総合技術業務」として民間事業者へ委託している。</p> <p>・委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、旅費交通費、諸経費及び技術経費が含まれる。</p> <p>・委託費の増減は、業務毎の権利者数、権利者の権利の内容の違い等による(各年度の業務量の変動は、別図1 従来計画・実績の状況を参照。)</p> <p>・業務内容は、令和2年度から令和4年度において変更していない(ただし、業務対象権利者、権利の内容及び権利者の数は業務毎に異なる。)</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 公共用地の取得に伴う損失補償基準に関する基礎知識
- 公共用地取得に関する補償業務に係る実務経験

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 本業務の月毎の人員配置

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
令和3年度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
令和4年度												

(注記事項)

- 委託事業者が本業務に直接従事させた者の月毎の人数である。
- 受託事業者の本業務を実施した体制は別図2のとおり。
- 他の業務と兼務している者がいる場合には、当該業務に携わる比率を考慮して算定している。
- 一時的に増員している場合には、平均値を算定している。

※従来の計画・実績の状況は別図1のとおり。

3 従来の実施に要した施設及び設備

国が民間事業者に提供し、使用させていた施設、設備等はない。

(注記事項)

特になし

4 従来の実施における目的の達成の程度

- ① 概況ヒアリング及び現地踏査等 : 適正に実施されていた
- ② 関係権利者の特定及び補償額算定書の照合等 : 適正に実施されていた
- ③ 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成 : 適正に実施されていた
- ④ 権利者に対する公共用地交渉 : 適正に実施されていた
- ⑤ 公共用地交渉後の措置 : 適正に実施されていた
- ⑥ 移転履行状況等確認後の措置 : 適正に実施されていた
- ⑦ 権利者に対する情報提供等 : 適正に実施されていた

5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

別図3参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 補償基準等に関する知識に基づき、適正な説明がされること。
- 関係権利者等に無用な誤解を与えないこと。
- できる限り多数の対象権利者の理解、確認を得ること。
- 権利者からの質問等については、内容をよく把握し、直ちに調査職員に報告すること。
- 調査職員とのコミュニケーションが迅速、的確にできること。

従来への応札状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(中部地方整備局 木曾川上流河川事務所)			
応札参加者数	3者	○者	○者

備考

従来の計画・実績の状況

	※令和2年度		※※令和3年度		令和4年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所の実績						
打ち合わせ(回)	4			4		
現地踏査(業務)	1			1		
概況ヒアリング等(権利者数)	55			76		
土地のみ又は簡易な付帯工作物等	55			76		
借家人						
土地及び建物、店舗に係る借家等						
土地及び建物、営業を行っている権利者						
関係権利者の特定(権利者数)	155			197		
補償額算定書の照合(権利者数)	55			76		
立竹木補償額算定の照合(1,000㎡)						
用材林(平坦地)	14			11.23		
動産移転料算定の照合(戸)						
動産照合(農家住宅)				1		
その他通損に関する補償額算定書の照合(所有者)						
移転雑費				80		
各画地の評価額の照合(画地)	55			133		
各画地への比準価格の照合						
公共用地交渉方針・資料作成(権利者数)	55			67		
土地のみ又は簡易な付帯工作物等	55			67		
借家人						
土地及び建物、店舗に係る借家等						
土地及び建物、営業を行っている権利者						
公共用地交渉(権利者数)	55			70		
土地のみ又は簡易な付帯工作物等	55			70		
借家人						
土地及び建物、店舗に係る借家等						
土地及び建物、営業を行っている権利者						
移転履行状況の確認(権利者数)	33			1		
土地のみ又は簡易な付帯工作物等	33			1		
土地及び建物、店舗に係る借家等						
土地及び建物、営業を行っている権利者						
関係機関との連絡調整(関係機関)				5		

1 目標及び実績は権利者の人数、回数、日数又は関係機関数である。

2 公共用地交渉(権利者数)に対して建物補償算定書の照合合計が一致しないのは、1人で複数の建物等を所有している場合等があるため。

3 公共用地交渉(権利者数)に対して公共用地交渉方針・資料作成数が一致しないのは、家族による共有の場合等があるため。

4 権利者数に対して移転履行確認数が一致しないのは、建物がなく移転履行確認の必要がない場合、建物はないが作付けの刈り取りを確認する必要がある場合及び補償契約の締結がされていないものがある場合等があるため。

※ 複数年契約業務(2年)の当初年度。2年目を含む当初予定数量を計上している。

※※ 複数年契約業務(2年)の2年目。当初年度を含む実績数量を計上している。

【確保されるべき質としての結果の正確性について】

納品された結果表について、調査職員及び検査職員が、業務が適正かつ確実に行われているかどうかを確認している(本業務の実施における目的は達成されているものと判断。)

業務実施体制図(例)

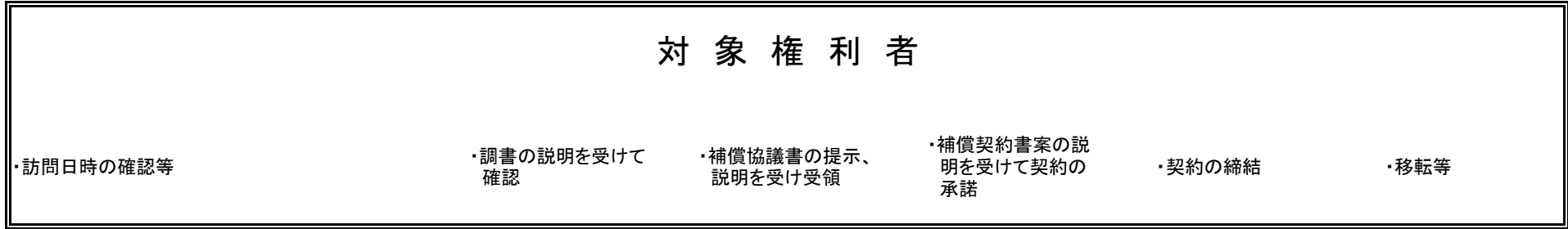
業務名	業務従事者	資格等	年齢	摘要
令和2年度 木曾川上流用地補償総合技術業務	主任担当者 A	公共用地取得経験者 補償業務管理士(8部門)	61	用地経験 30年以上
	担当技術者 B	公共用地取得経験者 補償業務管理士(8部門)	70	用地経験 30年以上
	担当技術者 C	公共用地取得経験者	62	用地経験 20年以上
	業務従事者 D		47	補償業務管理士
	業務従事者 E		62	二級建築士 補償業務管理士
	業務従事者 F		57	土地区画整理士 補償業務管理士
	業務従事者 G		46	測量士補 補償業務管理士

業務名	業務従事者	資格等	年齢	摘要

業務名	業務従事者	資格等	年齢	摘要

用地補償総合技術業務の流れ図

対象権利者



民間事業者

業務発注担当部署

